

令和 2 年度 国道 330 号沿道胡屋・中央地区 地区計画説明会

議事録

【日時】 令和 3 年 2 月 16 日（火）午後 7：00～7：55

【場所】 沖縄商工会議所 2F ホール

【住民参加人数】 19 名

【事務局】 沖縄市建設部：1 名

沖縄市都市交通担当：4 名

沖縄市都市計画担当：2 名

沖縄市建築指導課：2 名

コンサルタント：4 名

≪国道 330 号沿道胡屋・中央地区地区計画（原案）について説明≫

1. 今までの取り組み
2. 地区計画（原案）の方針
3. 地区計画（原案）のアンケート結果等
4. 建築物の制限
5. 地区計画区域における建築等の届出
6. 今後のスケジュール

≪質問内容≫

A 氏：P19 に記載されている「①キャバレー、料理店その他これらに類するもの」内の「料理店」に飲食店やレストランは含まれないと口頭で説明はあったが、表記の変更等を行わないと勘違いを招くと考えます。

回答：規制内容については、建築基準法に基づいて作成しています。ご指摘とおり、誤解を招きやすい文言であるため、周知の際に皆様にお配りするパンフレット等においては文言を修正したいと考えております。

B 氏：地区計画が策定されると、空き地には必ず建物を建てないといけなくなるのか？

回答：いいえ。今回の地区計画は、建物の立てる際のルールです。必ずしも立てなくてはいけないということではございません。

C 氏：P2 の左の図の数値は、歩道幅を示しているのか。

回答：いいえ。黄色に着色された部分が拡幅残地であり、数値は拡幅残地の幅（m）を示しています。この数値は予定となっております。

D 氏：スライド最後のページの「将来の沿道のイメージ」にある歩道は国道拡幅範囲内で整備されるということか？

回答：そうです。国道拡幅範囲内で車道と歩道の整備を行います。また、この画像は皆様の残地でこのような店舗等がある景観を作り出せたらいいなと思い作成したイメージとなります。

《閉会》（午後 7 時 55 分）

